



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
10 月 24 日
号 外 （ 3 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則

※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の
利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（DX推進課） 1

規 則

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第59号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成30年滋賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、別表第1」を「、別表」に改める。

第3条中「別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる」を「滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免の申請に係る事実についての審査に関する」に、「別表第2の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる特定個人情報」を「当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給に関する情報」に改める。

別表第1の1の項および2の項を削り、同表の3の項中「条例別表第1知事の項(4)」を「条例別表第1知事の項(2)」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の4の項中「（昭和24年滋賀県条例第18号）」を削り、同項を同表の2の項とし、同表中5の項を3の項とし、6の項および7の項を削り、同表の8の項中「条例別表第1教育委員会の項(5)」を「条例別表第1教育委員会の項(3)」に改め、同項を同表の4の項とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

